

循環型社会の実現に向けた国内外の動向

文京区では、2021（令和 3）年 3 月に策定した「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）」に基づき、「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を基本理念として、様々な施策を実施してきました。計画の策定から 3 年が経過し、この間、循環型社会の形成をめぐる社会情勢は更に大きく変化しています。

1 国際的な動向

(1) SDGs

2015（平成 27）年 9 月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。SDGs は、持続可能な世界を実現するための、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標として、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。廃棄物・資源循環の分野についても関連するゴールが設定されており、達成のための取組が必要です。

SDGs のゴールとターゲット

7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
11	住み続けられるまちづくりを	11.6	2030 年までに、大気の水質やごみの処理などに特に注意を払うなどして、都市に住む人（一人当たり）が環境に与える影響を減らす。
12	つくる責任つかう責任	12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
		12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
		12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
13	気候変動に具体的な対策を	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
14	海の豊かさを守ろう	14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
15	陸の豊かさを守ろう	15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

（２）海洋プラスチックを巡る動向

近年、海洋プラスチック問題が注目されています。プラスチックは日常生活の様々な場面で大きな役割を果たしていますが、不適正に廃棄されたプラスチックが河川から海に流出し、生態系に大きな影響を及ぼしており、最終的には人間の健康や経済活動へも損失を及ぼすことになります。各自治体においても、区民や事業者と連携してプラスチック問題に取り組んでいくことが喫緊の課題となっています。

2018（平成30）年には、G7シャルルボワ・サミットにおいて「海洋プラスチック憲章」が発表されました。この憲章には、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス及びEUが署名し、2040年までにすべてのプラスチックを100%回収するなどの具体的な数値目標が示されています。

2022（令和4）年2月～3月の国連環境総会において、「海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）」の策定に向けた政府間交渉委員会（INC：Intergovernmental Negotiating Committee）を立ち上げる決議が採択され、プラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する実効的かつ進歩的な国際枠組みの構築に向けた議論がされています。

（３）温室効果ガス排出削減を巡る状況

廃棄物処理は、自治体の事業の中で、温室効果ガスの排出量の多い事業のひとつであり、一般廃棄物処理基本計画を策定する際には、温室効果ガス排出削減についても考慮する必要があります。

2016（平成28）年11月には、京都議定書に代わる新たな枠組みとして、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための「パリ協定」が発効しました。パリ協定は、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した協定で、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち1.5℃に抑える努力をすること、そのため、できるかぎり早くピークアウトし、21世紀後半には、排出量と吸収量のバランスをとることが目標として設定されています。

2021（令和3）年の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、「グラスゴー気候合意（Glasgow Climate Pact）」の中で、1.5℃に抑えるという目標が明記されました。2022（令和4）年のCOP27では、1.5℃目標に基づく取組の実施の重要性を確認するとともに、2023年までに同目標に整合的な温室効果ガス排出削減目標を設定していない国に対して、目標の再検討・強化を求めることが決定されました。2023（令和5）年のCOP28では、目標達成に向けて、世界全体の進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク（GST）」が初めて実施されました。各国は、5年ごとに実施されるグローバル・ストッ

クテイクの結果を踏まえて温室効果ガス排出削減目標を更新し、これに基づいて2年ごとに実施の報告が義務づけられています。また、化石燃料からの脱却に向けたロードマップを承認しました。2024（令和6）年11月には、COP29がアゼルバイジャンの首都バクーで開催されます。

2 国内の動向

（1）第五次循環型社会形成推進基本計画

2024（令和6）年8月には、「第五次循環型社会形成推進基本計画（循環経済を国家戦略に）」が閣議決定されました。循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で5つの柱を重点分野として示しています。①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030（令和12）年度を目標年次として数値目標を設定しています。

地方公共団体には、コーディネーター役として地域の市民、事業者、NPO・NGO等の各主体間の連携・協働を促進することが求められています。

（2）食品ロスの削減の推進に関する法律

SDGsにおいて食品ロスの削減に関する具体的な目標が掲げられる中で、2019（令和元）年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、国の基本方針と都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて、区市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが努力義務として定められています。さらに、2020（令和2）年3月には、行政、事業者、消費者等の取組の指針となるものとして「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定し、各々の主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、行動に移すことを促進しています。

（３）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

2019（令和元）年５月には、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では、基本原則として「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を掲げ、重点戦略として、リデュース等、リサイクル、再生材バイオプラ、海洋プラスチック対策などについて記載し、６つのマイルストーン（目標）を掲げています。

2022（令和４）年４月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、従来の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象であったプラスチック製容器包装のみならず、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物についてもリサイクルを可能とする仕組を設けました。区市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように努めることとしています。

３ 東京都の動向

（１）東京都資源循環・廃棄物処理計画

2021（令和３）年９月には、都全域を対象とした「東京都資源循環・廃棄物処理計画（2021（令和３）年度～2025（令和７）年度）」を策定しました。廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会的課題への果敢なチャレンジを施策の３本の柱として掲げ、「社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す」としています。主な施策として、①資源ロスの更なる削減、②廃棄物の循環利用の更なる促進、③廃棄物処理システムの強化、④健全で信頼される静脈ビジネスの発展、⑤社会的な課題への的確な対応の５つを掲げています。

（２）プラスチックの持続可能な利用に向けた施策

2019（令和元）年１２月には、「プラスチック削減プログラム～プラスチックの持続可能な利用に向けて～」を策定しました。このプログラムでは、2030（令和12）年の東京都独自の目標として、家庭と大規模オフィスビルから排出される廃プラスチックの焼却量を2017（平成29）年度比で40%削減することを掲げています。

この目標を達成するため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、都内区市町村が実施するプラスチック製容器包装や製品プラスチックの分別収集について、その経費の一部を補助する施策を実施しています。

(3) 東京都食品ロス削減推進計画

2021(令和3)年3月には、「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。この計画では、食品ロスは資源の無駄となるだけでなく、温室効果ガス排出削減の面から取り組むべき課題であるとし、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって取組を推進するとしています。2030(令和12)年の食品ロス発生量半減、2050(令和32)年の食品ロス発生量実質ゼロを目指して、①発生抑制(リデュース)を基調とした持続可能な循環型社会へ、②先進技術を活用した食品ロスの削減、③フードサプライチェーンにおける取組の推進、④未利用食品の有効活用の推進、⑤食品リサイクルの推進の5つを掲げています。

(4) 「リチウムイオン電池 捨てちゃダメ！」プロジェクト

近年、小型充電式電池を使用した製品が増加しています。小型充電式電池とは、充電をすることで繰り返し使える電池であり、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池などがあります。小型充電式電池は、破損や変形により発火する危険性があり、ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故の一因となっています。

東京都では、「リチウムイオン電池 捨てちゃダメ！」プロジェクトを始動し、リチウムイオン電池使用製品を廃棄する際の注意喚起を促すためのポスターを作成しています。また、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、東京消防庁と連携し、小型充電式電池に関する普及啓発ポスター、チラシを作成しています。

4 文京区の動向

(1) 2050年「ゼロカーボンシティ」宣言

文京区は、令和4年2月文京区議会定例議会区長施政方針において、2050(令和32)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

環境保全として、区の二酸化炭素排出量削減目標の速やかな達成を目指すことや、地球温暖化対策として、区と契約する事業者へ省エネルギー等の環境に配慮した取組を促すなど、脱炭素社会に向けた機運を醸成するとともに、必要な支援を実施することとしています。

加えて、区内大学間の協力体制づくりを促し、取組の中で得られた知見等を区民へ還元することで、施策の実効性を高め、2050年までに、二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すこととしています。